

第5期愛知県障害福祉計画の進捗状況について

(※速報値のため、今後数値に変更がある場合があります。)

1 地域生活移行についての成果目標に対する実績

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

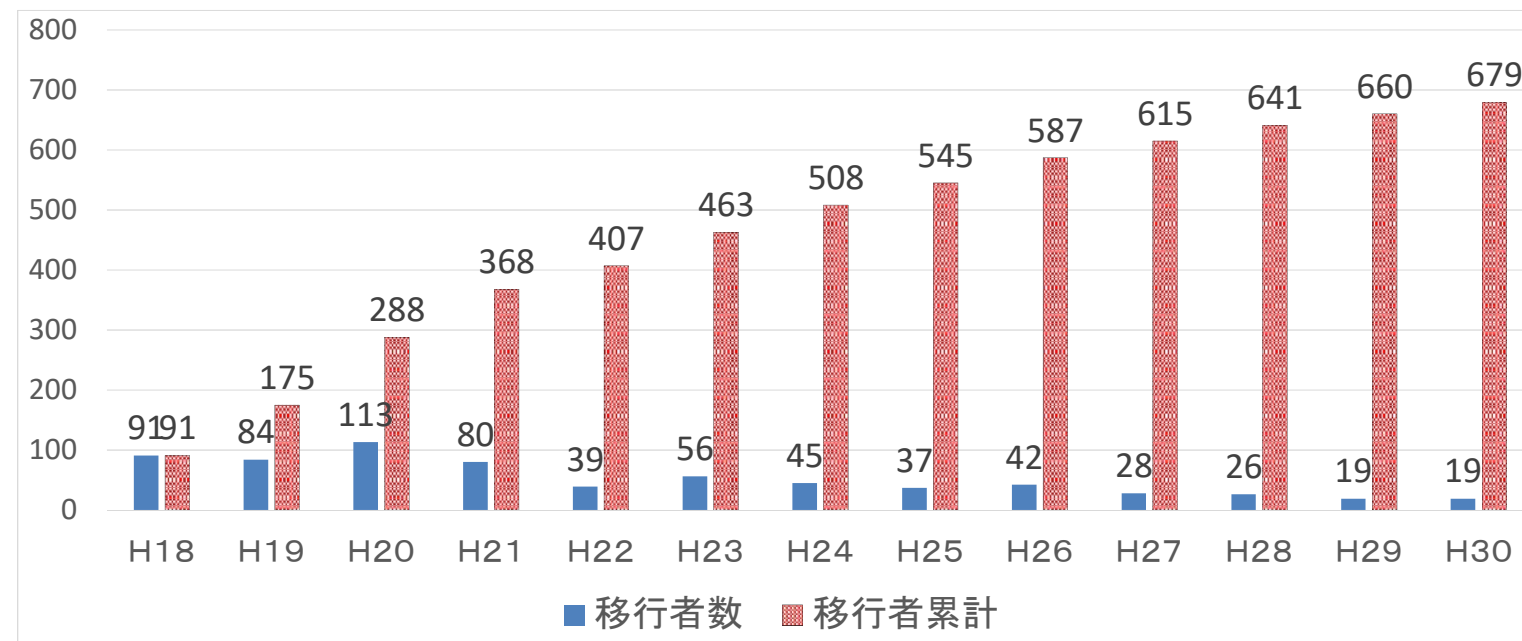
<成果目標と実績>

	目標値	30年度実績	達成状況
成果目標①	平成28年度末から令和2年度末までの地域生活移行者数177人とする。 (設定方法) 県が実施した「福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査」において、希望する生活の場について、自宅やグループホーム等の地域生活を希望した方の数を目標として設定。	38人 ※詳細は(ア)参照	未達成 (目標比:21.5%)
成果目標②	令和2年度末までの施設入所者削減数を77人とする。 (設定方法) 国の基本指針に即して、平成28年度末現在の施設入所者数(3,859人)の2%=77人	74人 ※詳細は(イ)参照	未達成 (目標比:96.1%)

ア 地域生活移行者に関する詳細(成果目標①関係)

		地域移行						他施設(障害) ②	他施設(高齢) ③	入院 ④	死亡 ⑤	その他 ⑥	退所者 合計 (①~⑥ 計)
		自宅	アパート	GH	福祉 ホーム	その他	地域生活 移行者合計 ①						
26~28年 度合計	人数	16	3	74	2	1	96	60	66	109	190	0	521
	割合	3.1%	0.6%	14.2%	0%	0%	18.4%	11.5%	12.7%	20.9%	36.5%	0.0%	100%
29年度	人数	7	1	11	0	0	19	12	17	34	90	2	174
	割合	4.0%	0.6%	6.3%	0%	0%	10.9%	6.9%	9.8%	19.5%	51.7%	1.1%	100%
30年度	人数	5	1	12	1	0	19	14	28	35	56	0	152
	割合	3.3%	1%	7.9%	1%	0%	12.5%	9.2%	18.4%	23.0%	36.8%	0.0%	100%
合計	人数	12	2	23	1	0	38	26	45	69	146	2	326
	割合	3.7%	0.6%	7.1%	0.3%	0.0%	11.7%	8.0%	13.8%	21.2%	44.8%	0.6%	100%

【参考1】地域生活移行者数の推移



イ 施設入所者削減数の詳細(成果目標②関係)

施設入所者削減数 (①-②)	施設入所者数		
	28年度末現在①	29年度末現在②	30年度末現在③
74人	3,859人	3,825人(△34人)	3,785人(△40人)

※県内69か所の障害者支援施設における県内で支給決定を受けた入所者の合計

【参考2】平成30年度末現在の施設入所者の状況

施設入所者数 (県内69か所)	平均年齢	障害支援区分別の内訳(割合)					
		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
3,785人	53.2歳	1名 (0.1%)	16名 (0.4%)	105名 (2.8%)	511名 (13.5%)	1,038名 (27.4%)	2,114名 (55.8%)

<現状>

- 地域生活移行者数は、平成20年度をピークに年々減少傾向であり、平成30年度は19名と平成29年度の過去最少人数と同数であった。また、平成28年度末時点から平成30年度末までの2年間の地域生活移行者数の累計は38人となっており、目標値の177人に対して21.5%の進捗となっている。
- 平成30年度末時点の施設入所者数は3,785人となっており、平成29年度の3,825人と比較して40名減少している。目標値の77人の削減は達成できていないものの、96.1%の進捗となっている。

<評価と分析>

- 地域移行が進まない要因として、以下のことが考えられる。
 - ① 本県は、人口10万人あたりの施設入所者数が、平成27年3月末時点において、全国平均の103.3人に対し、52.3人と、元々施設入所者が少ない状況にあること。
 - ② 既に地域移行が可能な方の多くが移行を果たされ、現在、施設に入所している方は、高齢化・障害の重度化が進んだ方が多いこと(平均年齢53.2歳障害支援区分5・6の全体に占める割合83.2%)。
 - ③ 施設入所者及びその家族の地域移行に向けた意識の醸成ができていないこと(平成29年度に実施したニーズ調査では、地域移行を望まない理由として、「自信がないから」、「地域生活がよく分からないから」、「家族の理解が得られないから(心配するから)」といった理由が多くなっていた。)
- なお、第5期計画では、本県の実情に即した目標値となるよう、上記のニーズ調査において、地域移行を希望した方(177人)を新たな目標としている。

<今後の取組方針>

- 上記の調査において、**地域移行を希望した方177人**については、確実に地域移行が進むよう、入所施設の協力をいただき、「市町村への情報提供の可否」、「どのように生活したいか」、等について、再度アンケート調査を実施しており、承諾を得られた方については、**県から市町村等に情報提供したところである。今後、市町村・地域の相談支援専門員・入所施設等が連携し、圏域会議等を活用しながら、地域移行阻害要因の把握・解消に取り組んでいく。**
- 更に、グループホーム整備促進支援による**住まいの場の確保**や、「障害者福祉減税基金」を活用した民間法人による重症心身障害者施設等を拠点とした**在宅支援の充実**、医療的ケアを必要とする重症心身障害児者のための**福祉型強化短期入所サービスの拡充**、障害者差別解消推進条例等の趣旨を踏まえた普及啓発等による**県民の理解の促進**に引き続き取り組む他、**平成30年度から新たに取り組んだ以下の内容をさらに推し進めていく。**
 - ① **グループホームの世話人等確保事業**として、グループホームや世話人業務への理解を深める**キャラバン事業を実施**するとともに、**世話人体験事業を実施**する。
 - ② **地域生活チャレンジ事業**として、入所施設運営法人等に委託の上、施設入所者及びその家族を対象として、**グループホーム等を活用した宿泊体験や生活訓練を行う**とともに、**地域移行成功者やその家族から体験談等を聞く機会の提供**を行う。
 - ③ 地域移行後の経済的自立支援のための**障害者地域生活支援コーディネート事業を実施**し、企業・団体から仕事を切り出したり、事業所と企業を繋ぎ、**新たな発注や仕事を生み出すことで、障害のある人の工賃向上**に取り組む。

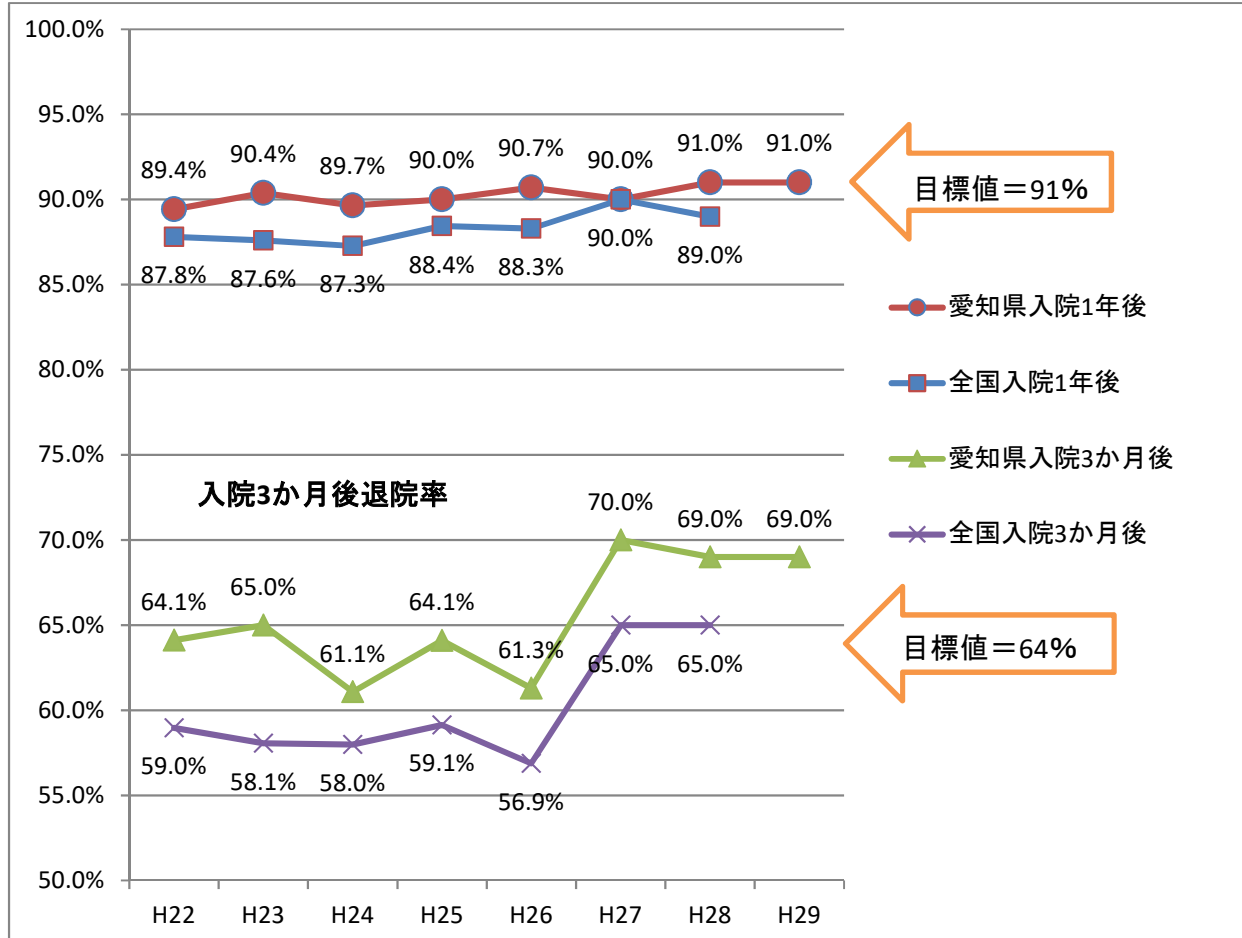
(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

ア 成果目標と実績

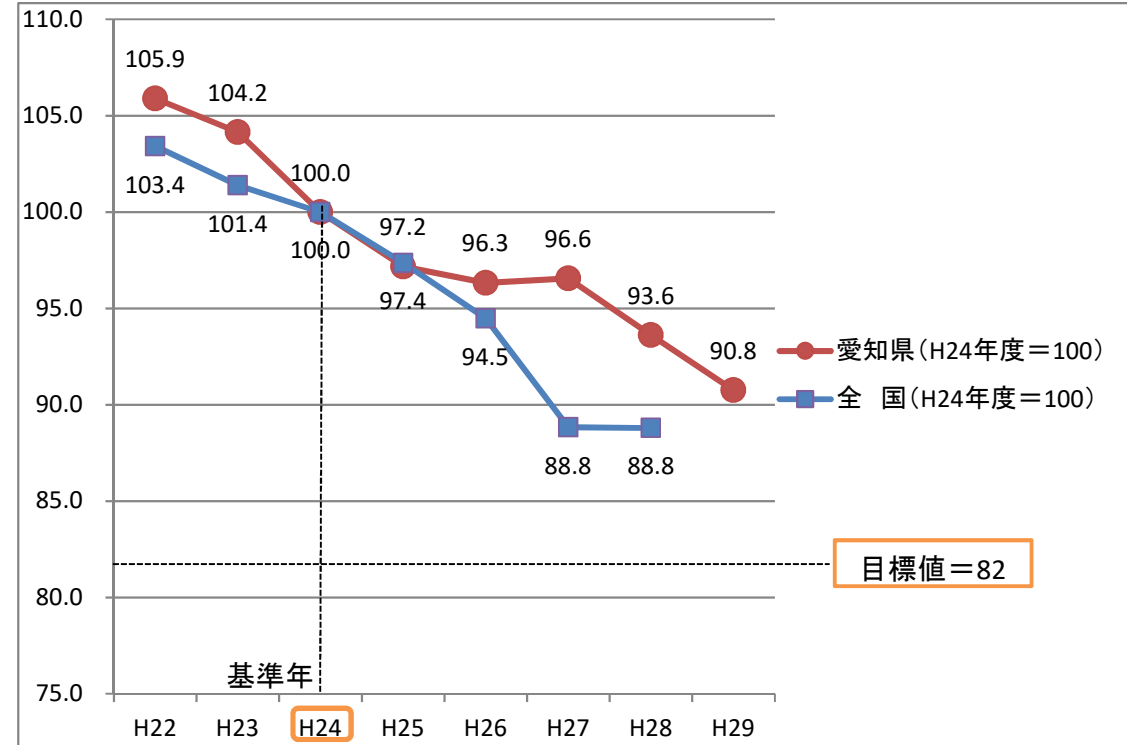
※ 30年度実績については、国において7月末頃集計予定のため、29年度実績を掲載しています。

目 標	目標値	29年度実績	達成状況
①平成29年度における入院後3か月経過時点の退院率	64%	69.0%	達成
②平成29年度における入院後1年経過時点の退院率	91%	91.0%	達成
③平成29年6月末時点の長期在院者数の平成24年6月末時点からの減少率	18%	9.2%	未達成

【目標①、②について ～入院後3か月、入院後1年の退院率の推移～】



【目標③について ～長期在院者数(入院1年以上)の推移～】



区分		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
愛知県	人数	8,106	7,973	7,655	7,439	7,374	7,391	7,166	6,947
	H24=100	105.9	104.2	100.0	97.2	96.3	96.6	93.6	90.8
全国	人数	203,825	199,813	197,082	191,881	186,196	175,081	179,087	174,991
	H24=100	103.4	101.4	100.0	97.4	94.5	88.8	90.9	88.8

(データ出典:精神保健福祉資料(630調査)。)

<現状>

- 目標①:入院後3か月後退院率の平成29年度実績(69.0%)は、計画策定年度(平成24年度)の61.1%から7.9ポイント上昇しており、計画最終年度の成果目標(64%)を5ポイント上回った。
- 目標②:入院後1年後退院率の平成29年度実績(91.0%)は、計画策定年度(平成24年度)の89.7%から1.3ポイント上昇し、計画最終年度の成果目標(91%)を達成した。
- 目標③:平成29年6月末時点の長期在院者数(6,947人)の減少率は9.2%であり、計画最終年度の成果目標(減少率18%)との差は8.8ポイントに縮小した。

<評価と分析>

- 早期退院の促進に係る成果目標(目標①及び②)を達成した要因は、診療報酬の改定や、それに伴う退院に向けての取組が精神科医療機関において進んだため、退院率が上昇し、平均在院日数が減少したためと考えられる。
- 長期在院者の減少に係る成果目標(目標③)が達成されなかった要因は、早期退院の促進によって新たな長期在院者(ニューロングステイ)の発生は減少しているものの、既存の長期在院者の退院が進んでいないことによるものと考えられる。(別紙・参考1)これは、退院後に利用できる障害福祉サービスなどの地域移行に向けた体制整備が不十分であることによるものと考えられる。

<今後の取組方針>

- 病院主体の従来の退院支援の取組みは、早期退院率の向上・維持のために重要であり、今後も継続が必要である。
- 平成27年度に県が実施した「入院中の精神障害者の福祉ニーズ調査」によれば、福祉サービスを利用することで、早期の退院が望まれる長期在院者が、県内には約860人存在すると推定されており(別紙・参考2)、こうした人たちに、福祉的な支援が十分及ぶよう、**医療と福祉の連携を今以上に強化**することが必要である。
- 具体的には、以下の内容を柱に取り組みを行うこととする。
 - ①「**精神障害者地域移行・地域定着推進協議会**」を開催し、地域移行・地域定着推進のための県の体制整備のあり方を検討していく。
 - ②**地域移行・地域定着支援に関わる職員の人材育成や、医療と福祉の連携を促進する研修を実施**する。
 - ③当事者の経験を活かして地域移行・地域定着に携わる「**ピアサポーター**」の**養成研修を実施**する。
 - ④**ピアサポーターが精神科病院を訪問**して、地域生活の体験談を語ることにより、**入院中の患者が地域生活へ希望をもてるよう支援するプログラムを実施**する。
 - ⑤**アウトリーチを推進するための普及啓発や関係機関への働きかけを実施**する。

区分		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
入院1年後退院率	愛知県	89.4%	90.4%	89.7%	90.0%	89.7%	90.0%	91.0%	91.0%
	全国	87.8%	87.6%	87.3%	88.4%	88.3%	90.0%	89.0%	
入院3か月後退院率	愛知県	64.1%	65.0%	61.1%	64.1%	61.3%	70.0%	69.0%	69.0%
	全国	59.0%	58.1%	58.0%	59.1%	56.9%	65.0%	65.0%	

(データ出典:精神保健福祉資料(630調査)。)

(3)地域生活支援拠点等の整備

< 成果目標と実績 >

成果目標	令和2年度末までに各市町村又は各圏域において、地域生活支援拠点等を少なくとも1つ整備する。 (設定方法) 国の基本指針に即して設定。
30年度実績	19市町村(12市町及び7圏域等)で整備(面的整備) ※ 詳細は下表のとおり ※ 名古屋市は4ブロックに分け、一部地域で整備済(西・南ブロック)

(参考)地域生活支援拠点等とは

○国の基本指針において、障害のある人の高齢化・障害の重度化や「親亡き後」を見据え、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進するため、各地域内で、地域生活支援の機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点の整備を図ることとされている(拠点を設けず、地域において機能を分担する「面的整備型」も含む。)

○地域生活支援としては、①地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、②一人暮らし、グループホームへの入所等の体験の機会及び場の提供、③ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受け入れ体制の確保、④人材の確保・養成・連携等による専門性の確保、⑤コーディネーターの配置等による地域の体制づくりの5つの機能が求められている。

○本県では、国の基本指針に即して、平成32年度までに各市町村又は各障害保健福祉圏域において、地域生活支援拠点等を少なくとも1つ整備することを成果目標の1つとして設定している。

各市町村における検討状況(平成31年3月31日現在【市町村回答の集計】)

圏域・市町村名	1 整備予定年度					2 整備単位				3 整備か所数			4 整備形態				
	整備済	31年9月	31年度末	32年度	未定	市町村域	圏域	その他	未定	1か所	2か所以上	未定	多機能拠点整備型	面的整備	多機能+面的	その他	未定
海部圏域	0	1	1	5	0	1	0	5	1	7	0	0	0	6	0	0	1
津島市				○		○				○							○
愛西市		○						○		○				○			
弥富市				○					○	○				○			
あま市			○					○		○				○			
大治町				○				○		○				○			
蟹江町				○				○		○				○			
飛島村				○				○		○				○			
尾張中部圏域	0	0	0	3	0	0	3	0	0	3	0	0	3	0	0	0	0
清須市				○			○			○			○				
北名古屋市				○			○			○			○				
豊山町				○			○			○			○				
尾張東部圏域	1	0	0	5	0	6	0	0	0	6	0	0	0	6	0	0	0
瀬戸市				○		○				○				○			
尾張旭市				○		○				○				○			
豊明市				○		○				○				○			
日進市	○					○				○				○			
長久手市				○		○				○				○			
東郷町				○		○				○				○			
尾張西部圏域	1	0	0	1	0	2	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0
一宮市	○					○				○				○			
稲沢市				○		○				○				○			
尾張北部圏域	2	0	0	5	0	5	0	0	2	4	1	2	1	5	1	0	0
春日井市				○		○				○				○			
犬山市				○		○				○				○			
江南市				○		○			○	○				○			
小牧市	○					○				○				○			
岩倉市				○		○				○			○				
大口町				○		○				○				○			
扶桑町	○					○				○				○			
知多半島圏域	5	0	0	5	0	7	0	3	0	10	0	0	0	9	0	0	1
半田市	○					○				○				○			
常滑市				○		○				○				○			
東海市				○		○				○				○			
大府市	○					○				○				○			
知多市				○		○				○				○			
阿久比町				○		○				○				○			○
東浦町				○		○				○				○			
南知多町	○					○		○		○				○			
美浜町	○					○		○		○				○			
武豊町	○					○		○		○				○			
西三河北部圏域	0	0	1	1	0	1	0	0	1	1	0	1	0	2	0	0	0
豊田市				○		○				○				○			
みよし市			○			○				○				○			
西三河南部東圏域	1	0	0	1	0	2	0	0	0	1	1	0	0	2	0	0	0
岡崎市				○		○				○				○			
幸田町	○					○				○				○			
西三河南部西圏域	1	0	0	5	0	3	0	2	1	5	0	1	0	6	0	0	0
碧南市				○		○		○		○				○			
刈谷市				○		○				○				○			
安城市	○					○				○				○			
西尾市				○		○				○				○			
知立市				○		○		○		○				○			
高浜市				○		○				○				○			
東三河北部圏域	4	0	0	0	0	0	4	0	0	4	0	0	0	4	0	0	0
新城市	○					○				○				○			
設楽町	○					○				○				○			
東栄町	○					○				○				○			
豊根村	○					○				○				○			
東三河南部圏域	3	0	0	1	0	4	0	0	0	2	1	1	0	4	0	0	0
豊橋市	○					○				○				○			
豊川市				○		○				○				○			
蒲郡市	○					○				○				○			
田原市	○					○				○				○			
名古屋圏域(名古屋)	1					1				1						1	
愛知県合計	19	1	2	32	0	32	7	10	5	45	4	5	4	46	1	1	2

< 現状 >

○平成30年度末現在で、市町村単位で12市町、圏域単位又はその他(近隣市町村)で2か所(7市町村)が整備済となった。

○整備形態は、すべて面的整備であったが、今後の整備予定も含めると多機能型、多機能型+面的整備という市町村もいくつか見られた。

< 評価と分析 >

○未整備の35市町村に整備が進まなかった理由を確認したところ、地域生活支援拠点に求められる機能のうち、次の機能の整備が特に困難との回答があった。

- ・緊急時の受け入れ・対応(21市町)
- ・一人暮らしの体験の機会・場の提供(20市町)
- ・専門的人材の確保・養成(16市町)

○地域生活支援拠点の整備を推進するため、拠点に必要な施設の整備や人材育成を支援していく必要がある。

○また、整備済の地域生活支援拠点について、機能内容の充足程度を見ると、拠点ごとに差が大きい。整備済の拠点についても、内容の充足を図っていく必要がある。

< 今後の取組方針 >

○未整備の市町村については、第5期障害福祉計画の基本指針の成果目標で「平成32年度末(令和2年度末)までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本。」と示されたことを受け、**全市町村が令和2年度までに整備すると回答**している。

○引き続き、障害保健福祉圏域ごとに設置している**地域アドバイザーと連携**し、障害保健福祉圏域会議や市町村自立支援協議会などを通じて**各市町村における取組状況を把握しながら**、令和2年度末までに整備が完了するよう、**市町村に働きかけていく**。

○また、整備済の地域生活支援拠点についても、**地域アドバイザーと連携し、市町村に機能内容の充足を働きかけていく**。

名古屋市は、市内を4ブロックに分けて整備
西ブロック、南ブロックの一部 整備済
南ブロックの一部、北ブロック 令和元年9月末整備予定

(4) 福祉施設から一般就労への移行

<成果目標と実績>

	目標値	30年度実績	達成状況
成果目標①	令和2年度末における年間一般就労移行者数を1,422人とする。	1,339人 ※詳細は(ア)参照	未達成 (目標比:94.2%)
	(設定方法) 国の基本指針に即して、平成28年度の一般就労移行者数(948人)の1.5倍 ただし、第4期計画未達成見込分(159人)は含まない。		
成果目標②	令和2年度末における就労移行支援事業の利用者数を2,042人とする。	1,923人 ※31年3月中の実利用者数	未達成 (目標比:94.2%)
	(設定方法) 国の基本指針に即して、平成28年度末における就労移行支援事業利用者数(1,702人)の1.2倍 ただし、第4期計画未達成見込分(434人)は含まない。		
成果目標③	令和2年度末における就労移行率3割以上を達成する就労移行支援事業所を全体の5割以上とする。	5.1割 ※詳細は(イ)参照	達成 (目標比:102.0%)
	(設定方法) 国の基本指針に即して設定		

ア サービス別の一般就労移行者数

計画期間	年度	就労移行支援	就労継続支援		生活介護	自立訓練		合計
			(A型)	(B型)		(機能)	(生活)	
第5期	30	877人	246人	177人	17人	7人	15人	1,339人

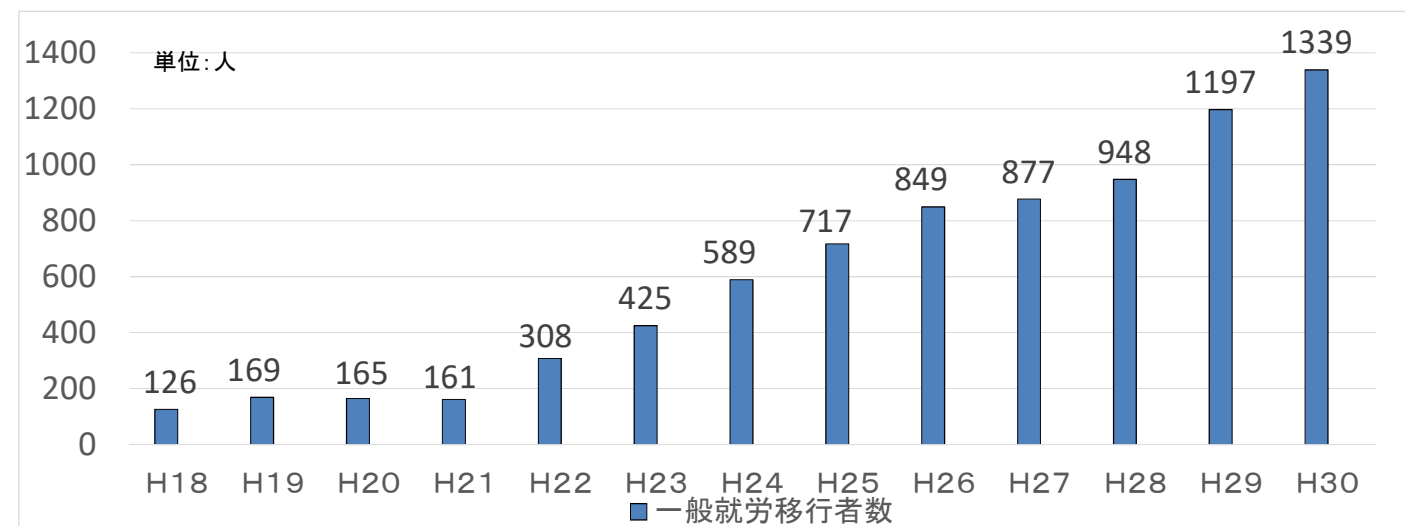
※就労開始後1カ月以内に退職した方は、一般就労移行者に含まない(上表には未計上)。

イ 就労移行支援事業所における就労移行率の達成状況

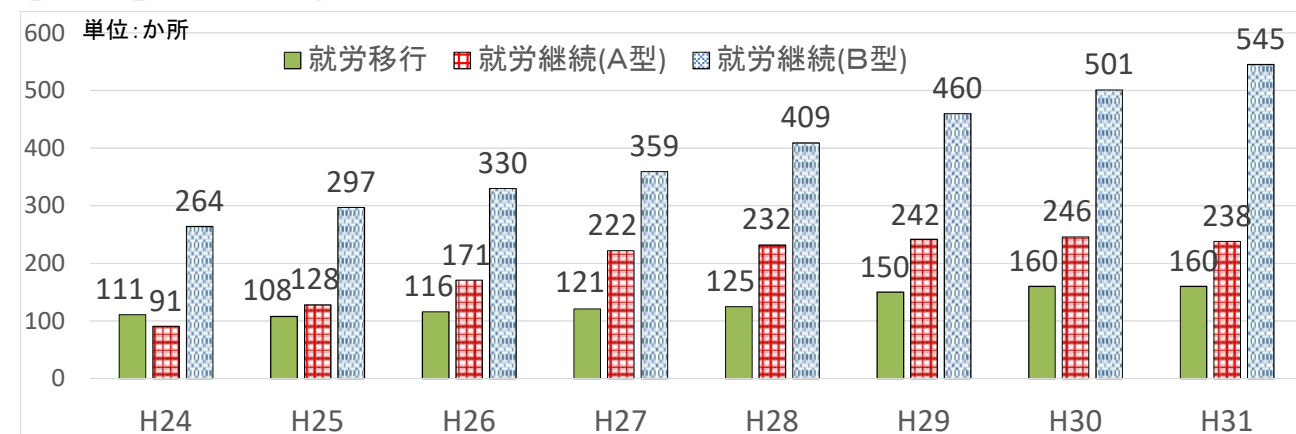
就労移行支援事業所数	3割以上	3割～2割	2割～1割	1割～0割	0割
160か所 (全体比)	82か所 (51.3%)	23か所 (14.4%)	13か所 (8.1%)	1か所 (0.6%)	41か所 (25.6%)

※平成30年度就労移行率＝平成230年度における一般就労移行者数/平成31年4月1日現在の利用者数

【参考1】一般就労への移行実績の推移



【参考2】就労移行支援事業所等の指定状況の推移(各年4月1日現在の指定状況)



<現状>

- 成果目標①「一般就労移行者数」は、年々増加傾向にあり、平成30年度は過去最多の1,339人となり、目標(1,422人)進捗率は94.2%であり、未達成である。
- 成果目標②「就労移行支援事業の利用者数」の実績(1,923人)は、年々増加傾向にあったが、昨年度は前年度の1,925人と比べ微減している。目標(2,042人)進捗率は94.2%であり、未達成である。
- 成果目標③の就労移行率3割達成する就労移行支援事業所の割合は、昨年度の4.9割から0.2割上昇し、5.1割となり、目標(5.0割)を達成した。

<評価と分析>

- 一般就労への移行者数が増加した要因として、以下のことが考えられる。
 - ① 就労継続支援事業所の増加
 - ② 法定雇用率の引き上げ(民間企業2.0%⇒2.2%)や障害者雇用が義務付けられた事業者の範囲の変更(従業員数50人⇒45.5人)
 - ③ 平成30年4月から法定雇用率の算定基礎に精神障害のある方が加えられたことによる民間企業の障害者雇用に対する意識の向上
- 就労移行支援事業の利用者数の目標が達成できなかった理由としては、サービスの利用期間が原則2年間と限られ、利用者の継続的な確保が難しいことから、事業者の参入が伸び悩んだことが要因の1つであると推測される。
- 今後、一般就労への移行を更に進めるため、就労移行支援事業等の質的・量的確保を図るとともに、離職を防ぐための就労定着支援の推進が必要である。

<今後の取組方針>

- サービス管理責任者研修などの各種研修や事業者指定にあたっての指導、事業所開設後の指導・監査を通じて、**就労移行支援事業者等の質的確保**を図るとともに、施設整備費補助金による就労移行支援事業所整備費の助成を通じて、**量的確保**を図っていく。
- 障害者雇用に対する企業等の理解を得るため、**事業者を対象としたセミナーや障害者就職面接会の開催**などにより、一層の雇用促進に向けた働きかけを行っていく。
- 平成29年度に新設した**本県独自の「中小企業応援障害者雇用奨励金制度」**により、初めて障害のある方を雇用する中小企業に対して奨励金を支給し、障害のある方を雇用する際の企業負担の軽減を図り、**企業側の受入体制の支援**を行っていく。
- 障害者雇用に取り組む企業と障害者をマッチングする就労支援と企業に就労している障害者の離職を防ぐための定着支援を一体的に行うべく令和元年度から開設された**あいち障害者雇用総合サポートデスク**において、障害のある方やその家族への適切な情報提供や関係機関の連携強化による支援を推進していく。
- 本県では、**あいちアール・ブリュット展(障害のある人のアート作品展)**をきっかけとして、一般企業の広報部門への就職(在宅勤務)に繋がった事例も増えているので、各種広報媒体を活用し、広く企業等に当該事例の周知を図り、**障害のある人の個性や能力に合わせた就労を支援**していく。

(5)障害児支援の提供体制の整備等

<成果目標と実績>

	目標値	30年度実績	達成状況
成果目標①	令和2年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する。 (設定方法) 国の基本指針に即して設定。	19市町村(17市町及び1圏域)で設置 ※詳細はア参照	未達成 (目標比: 35.2%)
成果目標②	令和2年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。 (設定方法) 国の基本指針に即して設定。	28市町村(23市町及び3圏域)で整備 ※詳細はア参照	未達成 (目標比: 51.2%)

ア 各市町村における整備状況(平成31年3月31日現在【市町村回答の集計】)

圏域・市町村名	児童発達支援センター		保育所等訪問支援		重心児を支援する児童発達支援		重心児を支援する放課後等デイ	
	設置済	備考	確保済	備考	確保済	備考	確保済	備考
海部圏域	0		2		3		3	
津島市								
愛西市		R2年度までに整備予定		R2年度までに整備予定		R2年度までに確保予定		R2年度までに確保予定
弥富市								
あま市			○		○	圏域で確保	○	圏域で確保
大治町			○	圏域2か所	○	圏域で確保	○	圏域で確保
蟹江町					○	圏域で確保	○	圏域で確保
飛島村								
尾張中部圏域	0		1		1		1	
清須市			○		○		○	
北名古屋								
豊山町								
尾張東部圏域	3		3		3		3	
瀬戸市	○		○		○	市内2か所	○	市内2か所
尾張旭市	○				○		○	
豊明市		R4年4月開設予定	○		○		○	
日進市	○		○					
長久手市		R3年度までに整備予定		R3年度までに整備予定		R3年度までに圏域確保		R3年度までに圏域確保
東郷町								
尾張西部圏域	1		1		2		2	
一宮市	○		○		○	市内2か所	○	市内3か所
稲沢市		R3年度以降整備予定		R2年度までに整備予定	○	市内1か所	○	市内1か所
尾張北部圏域	3		3		2		2	
春日井市	○		○				○	市内1か所
犬山市			○					
江南市	○				○			
小牧市	○				○			
岩倉市		R2年度までに整備予定	○				○	
大口町								
扶桑町								
知多半島圏域	4		5		5		6	
半田市	○		○		○	市内1か所、圏域1か所	○	圏域2か所
常滑市								
東海市	○		○	市内2か所	○	市内1か所、他市1か所	○	市内1か所
大府市	○		○		○		○	
知多市	○		○		○	圏域3か所	○	市内1か所
阿久比町								
東浦町							○	
南知多町								
美浜町								
武豊町			○	町内1か所	○	圏域1か所	○	圏域3か所
西三河北部圏域	1		2		2		2	
豊田市	○		○		○	市内2か所	○	市内4か所
みよし市			○		○	圏域で確保	○	
西三河南部東圏域	2		2		1		1	
岡崎市	○	圏域設置	○	圏域整備	○	市内1か所	○	市内1か所
幸田町	○	圏域設置	○	圏域整備				
西三河南部西圏域	3		6		4		4	
碧南市			○					
刈谷市	○		○		○	市内2か所	○	市内3か所
安城市	○		○		○	市内3か所	○	市内1か所
西尾市	○		○					
知立市		R2年度までに整備予定	○		○	圏域整備	○	圏域整備
高浜市		圏域設置を検討中	○	圏域2か所	○	圏域1か所	○	圏域1か所
東三河北部圏域	0		0		0		0	
新城市		圏域で設置予定		児発セと合わせて検討		児発セと合わせて検討		児発セと合わせて検討
設楽町		圏域で設置予定		児発セと合わせて検討		児発セと合わせて検討		児発セと合わせて検討
東栄町		圏域で設置予定		児発セと合わせて検討		児発セと合わせて検討		児発セと合わせて検討
豊根村		圏域で設置予定		児発セと合わせて検討		児発セと合わせて検討		児発セと合わせて検討
東三河南部圏域	1		2		2		2	
豊橋市	○		○		○		○	
豊川市			○	3か所	○		○	
蒲郡市								
田原市								
名古屋圏域(名古屋市)	11		9		15		21	
愛知県合計	29		36		40		47	

	目標値	30年度実績	達成状況
成果目標③	令和2年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する。 (設定方法) 国の基本指針に即して設定。	24市町村(17市町及び4圏域)で確保 ※詳細はア参照	未達成 (目標比: 44.4%)
成果目標④	平成30年度末までに、県、各障害保健福祉圏域及び市町村において、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。 (設定方法) 国の基本指針に即して設定。	広域では設置済み ※詳細はイ参照	一部未達成 (広域では目標比:100%) (市町村では目標比: 70.4%)

イ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場

(1)県

平成30年度末までに協議の場を設置
○

(2)圏域

全圏域数(A)	平成30年度末までに設置済みの圏域数(B)	設置率(B)/(A)
11圏域	11圏域	100%

(3)市町村

全市町村数(A)	平成30年度末までに設置済み(B)	設置率(B)/(A)	令和元年度中に協議の場を設置予定	令和2年度中に協議の場を設置予定	令和2年度末までに設置予定なし
54市町村	38市町村	70.4%	15市町村	0市町村	1市町村

<現状>

○ 児童発達支援センターの設置については、平成30年度末現在で、19市町村で設置済みであり、35.2%の進捗となった。
○ 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築や主に重症心身障害児を受け入れる児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保については、70%前後の進捗となっていた。
○ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるための協議の場については、県及び圏域では100%設置されているが、市町村単位では70.4%の進捗であった。

<評価と分析>

○ 未整備の市町村においては、現在自立支援協議会等で圏域での整備を含めて検討中のところが多く、計画終了時期を見据えて検討を行っている状況が窺えた。
○ 医療的ケア児の適切な支援のための協議の場については、今年度中に協議の場を設置予定の市町村が15あり、予定どおり設置されると98.1%の進捗となる見込みである。設置予定なしの1市町村についても「現在設置に向けて検討中」との回答を得ている。
○ 今後市町村が各種整備を進めていく中で、効果的な整備方法や事業所確保のあり方等については、市町村間での情報共有を図っていくとともに、計画期間中の確実な整備に向けて県でも支援を行っていく必要があると考えられる。

<今後の取組方針>

○ 障害福祉計画の最終年度の目標達成に向けて、引き続き、障害保健福祉圏域ごとに設置している**地域アドバイザーと連携**し、障害保健福祉圏域会議や市町村自立支援協議会などを通じて**各市町村における取組状況を把握しながら**、令和2年度末までに整備が完了するよう、**市町村に働きかけていく**。
○ また、整備済の機能や事業所についても、障害児のニーズに応えられるよう重層的な体制となるよう質や数量についても多様化できるよう、**市町村に内容の充実を働きかけていく**。

2 障害福祉サービス見込量に対する利用実績について

- 障害福祉計画では、「福祉施設入所者の地域生活への移行」を始めとする**成果目標を達成するために、必要な障害福祉サービス等の見込量を設定**することとされている。
- **県全体のサービス見込量は**、国の基本指針に即して、市町村がアンケート調査等により住民のニーズを反映し市町村計画において設定した**各市町村の見込量を積み上げたもの**を県全体の見込量として設定している。
- **障害別実績**については、国保連データの区分を参考に「**身体**」「**知的**」「**精神**」「**難病**」「**障害児**」の5区分とし、市町村で計上された実績数を積み上げている。

(1) 訪問系サービス

サービス種別	単位	平成30年度							平成29年度との比較		
		見込量 ① (月平均)	実績 ② (H31.3実績)	実績 ③(障害別)					達成率 (②/①)	実績 ④ (H30.3実績)	増加率 (②/④)
				身体	知的	精神	難病	障害児			
訪問系サービス 合計 (①～⑤の合計)	時間/月	502,860	504,555	351,983	74,466	55,065	1,953	13,206	100.3%	473,764	106.5%
①居宅介護	時間/月		276,580							259,876	106.4%
②重度訪問介護	時間/月		182,607							170,004	107.4%
③同行援護	時間/月		22,199							21,794	101.9%
④行動援護	時間/月		23,155							21,513	107.6%
⑤重度障害者等包括支援	時間/月		(314,094単位)							577	

※居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援の合計

※国の基本指針に即して、訪問系サービスの見込量は一括で算出

(2) 日中活動系サービス

サービス種別	単位	平成30年度							平成29年度との比較		
		見込量 ① (月平均)	実績 ② (H31.3実績)	実績 ③(障害別)					達成率 (②/①)	実績 ④ (H30.3実績)	増加率 (②/④)
				身体	知的	精神	難病	障害児			
生活介護	人日/月	276,547	270,245	67,748	189,750	12,047	84	22	97.7%	280,241	96.4%
	人/月	14,345	14,084	3,797	9,715	518	17	19	98.2%	13,770	102.3%
自立訓練(機能訓練)	人日/月	1,343	960	560	3	378	19	0	71.5%	752	127.7%
	人/月	109	97	69	1	26	1	0	89.0%	78	124.4%
自立訓練(生活訓練)	人日/月	7,657	5,471	127	932	4,412	0	0	71.5%	7,259	75.4%
	人/月	495	413	8	56	349	0	0	83.4%	461	89.6%
就労移行支援	人日/月	33,235	34,122	2,361	9,310	22,244	107	44	102.7%	32,581	104.7%
	人/月	1,976	2,135	153	517	1,454	8	3	108.0%	1,952	109.4%
就労継続支援A型	人日/月	110,879	97,469	22,230	26,958	47,042	1,239	0	87.9%	102,516	95.1%
	人/月	5,669	4,959	1,118	1,315	2,467	61	0	87.5%	5,129	96.7%
就労継続支援B型	人日/月	172,287	175,548	23,779	92,328	58,986	308	94	101.9%	164,339	106.8%
	人/月	9,891	10,482	1,456	4,935	4,102	22	11	106.0%	9,489	110.5%
就労定着支援	人/月	1,047	618	64	178	378	1	0	59.0%		
福祉型短期入所	人日/月	18,041	17,537	3,721	11,740	729	213	1,045	97.2%	17,421	100.7%
	人/月	3,257	3,224	632	2,242	81	30	252	99.0%	2,997	107.6%
医療型短期入所	人日/月	1,265	1,149	620	65	9	49	406	90.8%	1,199	95.8%
	人/月	348	279	156	21	2	9	91	80.2%	297	93.9%
療養介護	人/月	592	639	562	77	0	0	0	107.9%	594	107.6%

(3) 居住系サービス

サービス種別	単位	平成30年度							平成29年度との比較		
		見込量 ① (月平均)	実績 ② (H31.3実績)	実績 ③(障害別)					達成率 (②/①)	実績 ④ (H30.3実績)	増加率 (②/④)
				身体	知的	精神	難病	障害児			
グループホーム	人/月	5,021	5,405	438	3,768	1,194	2	2	107.6%	4,766	113.4%
施設入所支援	人/月	4,068	4,006	1,350	2,599	48	1	0	98.5%	4,040	99.2%
自立生活援助	人/月	211	43	4	11	28	0	0	20.4%		

(4) 相談支援

サービス種別	単位	平成30年度							平成29年度との比較		
		見込量 ① (月平均)	実績 ② (H31.3実績)	実績 ③(障害別)					達成率 (②/①)	実績 ④ (H30.3実績)	増加率 (②/④)
				身体	知的	精神	難病	障害児			
計画相談支援	人/月	7,471	8,634	1,901	3,797	2,864	31	40	115.6%	7,526	114.7%
地域移行支援	人/月	175	61	2	6	52	1	0	34.9%	41	148.8%
地域定着支援	人/月	138	107	10	40	57	0	0	77.5%	112	95.5%

(5) 障害児支援

サービス種別	単位	平成30年度			平成29年度との比較	
		見込量 ① (月平均)	実績 ② (H31.3実績)	達成率 (②/①)	実績 ③ (H30.3実績)	増加率 (②/③)
児童発達支援	人日/月	48,576	54,197	111.6%	49,872	108.7%
	人/月	4,876	5,577	114.4%	5,151	108.3%
医療型児童発達支援	人日/月	688	411	59.7%	861	47.7%
	人/月	84	63	75.0%	108	58.3%
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	207	0	0.0%		
	人/月	43	0	0.0%		
放課後等デイサービス	人日/月	141,802	162,225	114.4%	135,312	119.9%
	人/月	12,489	13,130	105.1%	18,956	69.3%
保育所等訪問支援	人日/月	407	289	71.0%	225	128.4%
	人/月	268	255	95.1%	188	135.6%
障害児相談支援	人日/月	2,612	2,898	110.9%	2,475	117.1%

<現状>

- 訪問系・日中活動系・居住系サービスの平成30年度利用実績については、その多くが平成29年度実績と比べて増加傾向にあり、見込量の近似値となっていた。特に「就労移行支援」「グループホーム」については、見込量、利用実績ともに増加していた。
- 相談支援の利用実績については、概ねサービス量が増加傾向にあるものの、特に「地域移行支援」が見込量を大きく下回っていた。
- 障害児支援の利用実績については、「医療型児童発達支援」を除いて、増加傾向にあった。見込量については、「医療型児童発達支援」と「保育所等訪問支援」において大きく下回る実績となっていた。
- 平成30年度からの新サービスである「就労定着支援」「自立生活援助」「居宅訪問型児童発達支援」については、いずれも見込量を大きく下回る実績となっていた。
- 障害種別実績では、訪問系・日中活動系サービスの利用実績では、「身体」「知的」「精神」の順で利用実績が多かったが、日中活動系の就労分野のサービスにおいては、就労移行・就労継続A型については「精神」が、就労継続B型については「知的」が最も多い利用実績となっていた。また、居住系サービスでは「知的」が最も利用実績が多くなっていた。

<評価と分析>

- 福祉施設からの地域移行を進める上で重要となる「グループホーム」や「生活介護」、「短期入所」等については、概ね増加傾向で見込量の近似値にあり、引き続きサービスの質的・量的確保を進めていく必要がある。
- 一般就労への移行を進める上で重要となる「就労移行支援」は、増加傾向にあるものの、利用者数が見込量、利用実績ともに下回っており、今後は事業者の確保だけでなく質の向上を進めていく必要がある。
- 「地域移行支援」が伸び悩んだ要因として、対象者の要件や支給決定の有効期限が短いこと、報酬面の問題から事業者の参集が進んでいない状況があり、また、医療機関側の制度理解が進んでいないことが推測される。
- 「保育所等訪問支援」の見込量に対するH30年度利用実績(量)の達成状況が70%程度に留まった要因として、保護者や学校教員の理解が進まないことやサービスを必要とする方が利用手続きに至らないことにより利用者が少ないこと、訪問支援員の確保が難しいことが推測される。
- サービス種類によって利用実績に占める障害種別が異なっていることがわかった。

<今後の取組方針>

- 障害種別ごとの必要なサービス種類が異なっていることに加えて、別紙「圏域別の障害福祉サービス等の見込量と実績」のとおり、圏域ごとに不足しているサービスが異なるため、**各障害保健福祉圏域会議等において、サービスの提供体制に関する課題の整理や検証を定期的に行い、地域特性を踏まえた取組方策を検討**するなど、市町村と連携してサービスの提供体制の確保を図る。
- 事業所の**量的確保にあたっては、施設整備費補助金**により圏域ごとの充足率等を勘案しながら計画的に進めていく。
- また、**質的確保にあたっては、サービス管理者責任者研修や児童発達支援管理責任者研修の充実、事業所指定にあたっての指導や定期的な監査等**を引き続き適切に行っていく。
- 特に地域移行を進めていくにあたり、**グループホームの整備が課題**であることから、本県独自の戸建て住宅を活用した整備の推進や、支援コーディネーターによるサポート、県営住宅等の活用といった既存の取組に加え、**平成30年度から実施している世話人等の確保支援事業を継続して実施**していく。
- これらに加え、「障害福祉サービス等情報公表制度」について事業者の適切な実施を促すとともに、より多くの利用者やその家族が当該制度を活用し、必要なサービス等を選択できるよう普及及び啓発に取り組んでいく。

